

事務連絡  
令和4年9月26日

各地方防衛局総務部総務課長  
各地方防衛局調達部調達計画課長  
帯広防衛支局建設計画官 殿  
熊本防衛支局建設計画官  
名護防衛事務所次長

整備計画局施設技術管理官付  
技術企画官

官庁営繕工事に適用する市場単価（令和4年度単価）の運用について  
の一部改定について（通知）

標記について、「官庁営繕工事に適用する市場単価（令和4年度単価）の運用について」（国営積第13号。4.3.28）における特別措置を「官庁営繕工事に適用する市場単価（令和4年度単価）の運用について」（防整技第6471号。4.4.1）により試行しているところ、その内容の一部改訂について、国土交通省から通知があったことから別添のとおり送付する。

添付書類：別添

写送付先：大臣官房会計課会計企画官、整備計画局施設計画課総括企画専門官、施設整備官付整備企画官、提供施設計画官付総括企画専門官、人事教育局厚生課福利厚生調整官、地方協力局総務課企画調整官、地方協力局環境政策課企画調整官、地方協力局在日米軍協力課整備調整官、防衛大学校総務部会計課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部経理課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課総務班長、陸上幕僚監部監理部会計課総括班長、陸上幕僚監部防衛部施設課総括班長、海上幕僚監部総務部経理課経理調整官、海上幕僚監部防衛部施設課施設企画調整官、航空幕僚監部総務部会計課経理班長、航空幕僚監部防衛部施設課施設整

備企画調整官、情報本部総務部会計課長、情報本部計画部事業計画課業務計画班長、防衛監察本部総務課長補佐、北海道防衛局管理部業務課長、東北防衛局企画部地方調整課長、北関東防衛局管理部業務課長、南関東防衛局管理部業務課長、近畿中部防衛局管理部業務課長、中国四国防衛局企画部地方調整課長、九州防衛局管理部業務課長、沖縄防衛局管理部業務課長、防衛装備庁長官官房会計官付施設管理環境保全室長

事務連絡  
令和4年9月22日

公共建築工事積算研究会 構成員 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部  
計画課営繕積算企画調整室  
営繕積算高度化対策官

「官庁営繕工事に適用する市場単価（令和4年度単価）の運用について（試行）の一部改定について」（令和4年9月22日付け 国営積第4号）の参考送付について

官庁営繕工事に適用する令和4年度の市場単価については、「官庁営繕工事に適用する市場単価（令和4年度単価の運用について（試行）の一部改定について（令和4年6月23日付け 国営積第2号）」の別紙「官庁営繕工事に適用する市場単価（令和4年度単価の運用について（試行）」に基づき運用しているところですが、一部改定しましたので参考までに送付いたします。

（別添）

官庁営繕工事に適用する市場単価（令和4年度単価）の運用について（試行）の一部改定について（令和4年9月22日付け 国営積第4号）

（問い合わせ先）国土交通省大臣官房官庁営繕部  
03-5253-8111  
営繕積算企画調整室（内線 23244）

(別添)

国 営 積 第 4 号  
令和4年9月22日

大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長 殿  
大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室長 殿  
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長 殿  
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課  
営繕積算企画調整室長  
( 公 印 省 略 )

官庁営繕工事に適用する市場単価（令和4年度単価）の運用について（試行）  
の一部改定について

官庁営繕工事に適用する令和4年度の市場単価については、「官庁営繕工事に適用する市場単価（令和4年度単価）の運用について（試行）の一部改定について（令和4年6月23日付け 国営積第2号）」の別紙「官庁営繕工事に適用する市場単価（令和4年度単価）の運用について（試行）」に基づき運用しているところであるが、今般、その内容を別紙のとおり一部改定したので通知する。

(別紙)

国 営 積 第 13 号  
令 和 4 年 3 月 28 日  
最 終 改 定 令 和 4 年 9 月 22 日  
国 営 積 第 4 号

官庁営繕工事に適用する市場単価（令和4年度単価）の運用について（試行）

「市場単価」については、国の統一基準である「公共建築工事標準単価積算基準」において取り扱いを規定しているところである。

一方、「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和4年2月18日付け国不建キ第27号）において、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえ、賃金の押し下げをできる限り取り除くために単価を補正する特別措置が講じられるとともに、時間外労働時間を短縮するために必要な費用が単価に反映されたところ。

これらの措置を踏まえ、今般、官庁営繕工事に適用する令和4年度の市場単価について、その運用を下記のとおり試行するので通知する。

## 記

### 1. 工事費の積算方法

「2. 市場単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した単価により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

### 2. 市場単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

#### (1) 令和4年4月・7月・10月度単価

市場単価と補正市場単価は、表-1の対象工種について、同表の補正率を用いた以下の式により補正する。

- ・市場単価 × 補正率
- ・補正市場単価 × 補正率

表－1 補正の対象工種<sup>注)</sup>と補正率  
 建築工事

	対象工種	補正率
4 月度単価	鉄筋	1.02
	上記以外の工種	1.01
7 月度単価 10 月度単価	全ての工種	1.01

電気設備工事

	対象工種	補正率
4 月度単価 7 月度単価 10 月度単価	「フルボックス用接地端子」、「防火区画貫通処理 金属管・丸型用」以外の配管工事	1.01
	配線工事	1.01
	接地工事（屋外）	1.01

機械設備工事

	対象工種	補正率
4 月度単価 7 月度単価 10 月度単価	全ての工種	1.01

注) 対象工種に属する全ての規格・仕様に適用し、対象地域は全国とする。

なお、対象工種の区分は、「公共建築工事積算基準等資料（令和4年3月28日改定）」第4編 第1章 表 A-1、E-1、M-1 の工種（ただし、表中「市場単価及び補正市場単価改修補正率」に記載のある場合は当該区分）による。

なお、表－1 の補正率を他の補正率に乗じる場合、乗じた後の補正率の値は、少数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。

(2) 令和5年1月度単価

別途通知する。

3. 適用時期等

令和4年度の市場単価を用いる工事に適用する。

なお、本試行を適用する工事の入札時積算数量書に本試行を適用する旨を記載すること。